

令和 8 年 5 月 1 日
厚木市報道資料

納付期限切れで延滞金 学校給食事業で消費税・地方消費税に納付漏れ

学校給食事業特別会計で 3 月 31 日までに納付すべきだった令和 7 年度の消費税と地方消費税が、申告・納税されていなかったことが判明しました。

1 概要・経緯

学校給食事業特別会計で納税義務のある消費税と地方消費税について、令和 7 年度分に中間申告が必要だったことが判明。未納付となり、延滞金が発生している事実が判明しました。

同特別会計は、令和 6 年 4 月に設置。設置に伴って消費税と地方消費税の納税義務が発生しており、6 年度分は会計年度が終了した 7 年 9 月に申告・納税しました。

7 年度分も、前年度分と同様に 8 年 9 月に申告納税すると認識していましたが、前年度の納付額が 48 万円を超える場合は半年ごとの申告を 3 月 31 日までに中間報告しなければなりませんでした。

5 月 1 日、税務署から督促状が届いて判明しました。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| (1) 納付すべき額 | 732,300 円 |
| (2) 5 月 1 日時点の延滞金の見込み | 1,700 円 |

2 原因

申告納税時期の認識が不足していたため。

3 事後対応

督促状を受け取った 5 月 1 日付で、ただちに全額を納付しました。

4 再発防止策

複数の職員で申告や納税の時期や金額の確認を徹底するとともに、チェックシートを作成して課内で共有します。

本資料の問い合わせ先

教育部 学校給食課

課長 高橋 倫人 電話 046-225-2669